

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		21	22	23
—	—	39. データヘルス改革の推進 i. 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入 a. オンライン資格確認システムについて稼働状況を検証する。 <厚生労働省>	→	
○全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数 【確認できる項目については健康・医療・介護情報活用検討会等での議論を経て決定する予定であり、その結果を踏まえて指標を設定】 ○NDB、介護DBの利活用による研究開発の件数【運用開始後（2020年度以降）利用件数増加】 ○オープンデータの充実化【集計項目数増加】	○全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目数 【確認できる項目については健康・医療・介護情報活用検討会等での議論を経て決定する予定であり、その結果を踏まえて指標を設定】 ○NDB、介護DBと連結解析できる情報データベースの拡大【法的・技術的課題が解決したもから順次対応】	39. データヘルス改革の推進 ii. 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始 a. 2019年9月にデータヘルス改革推進本部において策定した2025年度までの工程表に沿って、着実に取組を推進。 b. レセプトに基づく薬剤情報及び特定健診情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて薬剤情報は2021年10月から稼働。 c. レセプトに基づく手術等のデータ項目を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて、稼働。医療機関等において保健医療情報を確認する取組を通じて、通常時や救急・災害時であってもより適切で迅速な診断や検査、治療等を受けることを可能にするとともに、電子カルテ情報及び交換方式の標準化について検討を進める。 d. NDB、介護DBについて、生活保護受給者に係るデータの連結解析や、保健医療分野の他の公的データベースとの連結解析が可能となるよう検討し、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したもから対応する。NDBについては、研究者等へのデータ提供を開始して約10年が経過し、2019年の健康保険法等の改正により民間事業者も含めた第三者提供を制度化したことも踏まえ、今後、行政・研究者・民間事業者等によるデータ利活用をより推進し、データの価値を国民に還元できるよう、保健医療分野のみならず、国民生活に関するデータとの連結解析についても、上記の観点と同様に検討する。 e. DPCDBについてはNDB・介護DBとの匿名での連結解析を開始。 ※上記について取組を進める中で、進捗状況・課題等を分析し、対応を更に適切に進めるためのK P Iの設定等について検討する。 <厚生労働省>	→	2025年度まで →